

滋賀県横断歩道橋修繕計画

令和5年3月（令和8年4月一部改訂）

滋賀県 土木交通部 道路保全課

目次

1. 対象施設	1
2. 計画期間	3
3. 基本方針及び短期的な数値目標	3
4. 対策の優先順位の考え方	4
健全度	4
重要度	4
5. その他	4
定期点検について	4
撤去について	5
対策予定一覧表	6
参考資料(道路施設の維持管理について)	

1. 対象施設

本計画の対象施設は、表1に示すとおりとする。

表1 本計画の対象施設

令和8年4月1日現在

施設名			路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	通路幅員 (m)	管理事務所名	市町名
No	横断歩道橋名	フリガナ						
1	近江神宮前歩道橋	オミジンノウミトウキョウ	主) 下鴨大津線	1988	41.5	1.5	大津	大津市
2	近江大橋前歩道橋	オミオホシマイトウキョウ	一) 大津湖岸線	1983	29.2	1.5	大津	大津市
3	木戸横断歩道橋	トウキョウダントウキョウ	一) 高島大津線	1969	13.2	1.5	大津	大津市
4	石山歩道橋	イヤマイトウキョウ	一) 千町石山寺辺線	1988	27	1.5	大津	大津市
5	尾花川横断歩道橋	オノハカワダントウキョウ	一) 高島大津線	1969	22.1	2.7	大津	大津市
6	下坂本横断歩道橋	シモサカモトダントウキョウ	一) 高島大津線	1970	14.7	1.5	大津	大津市
7	久野部横断歩道橋	クノベダントウキョウ	主) 大津能登川長浜線	1983	19.2	1.5	南部	野洲市
8	野路歩道橋	ノロイトウキョウ	主) 大津草津線	1975	11.4	1.5	南部	草津市
9	志那中歩道橋	シナナカイトウキョウ	主) 大津守山近江八幡線	1970	21	1.5	南部	草津市
10	木川横断歩道橋	キカワダントウキョウ	主) 草津守山線	1986	23	2.2	南部	草津市
11	玉川歩道橋	タマカワイトウキョウ	主) 平野草津線	1977	17.1	1.5	南部	草津市
12	志津歩道橋	シツイトウキョウ	主) 大津能登川長浜線	1977	22.8	1.5	南部	草津市
13	込田歩道橋	コミタイトウキョウ	一) 山田草津線	1975	18.9	1.5	南部	草津市
14	高野歩道橋	タカノイトウキョウ	一) 片岡栗東線	1968	16.9	1.5	南部	栗東市
15	培坂横断歩道橋	ハイクサダントウキョウ	主) 平野草津線	不明	29	1.5	南部	草津市
16	矢橋東歩道橋	ヤハシカシトウキョウ	主) 大津草津線	1975	24.4	1.5	南部	草津市
17	岡本歩道橋	オカモトイトウキョウ	主) 大津能登川長浜線	2004	72.8	2.1	南部	草津市
18	矢橋歩道橋	ヤハシイトウキョウ	主) 大津草津線	1975	24.5	2.1	南部	草津市
19	若草子歩道橋	ワカクシイトウキョウ	主) 大津能登川長浜線	2026	24.8	2.5	南部	草津市
20	三代出歩道橋	ミヨデイトウキョウ	国道 307 号	1972	18	1.5	甲賀	甲賀市

施設名			路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	通路 幅員 (m)	管理事 務所名	市町名
No	横断歩道橋名	カタナ						
21	日吉道歩道橋	ヒヨシミチトウキョウ	主) 草津伊賀線	1969	15	1.5	甲賀	甲賀市
22	信楽小学校前歩道橋	シガラキショウカマツコマ Iトウキョウ	一) 信楽上野線	1972	18	1.5	甲賀	甲賀市
23	元町歩道橋	モトマチトウキョウ	国道 307 号	1965	12	1.5	甲賀	甲賀市
24	新町歩道橋	シンマチトウキョウ	国道 307 号	1969	16	1.5	甲賀	甲賀市
25	石部 横断歩道橋	イシハクタクントウキ ョウ	主) 草津伊賀線	1988	27	2.1	甲賀	湖南市
26	朝国 横断歩道橋	アサキニウタクントウキ ョウ	主) 彦根八日市甲西線	2001	30.5	3.0	甲賀	湖南市
27	窪野歩道橋	クボノトウキョウ	国道 477 号	1988	23	2.1	東近江	竜王町
28	今横断歩道橋	イマウタクントウキョウ	主) 大津能登川長浜線	1982	15	1.5	東近江	東近江 市
29	金田歩道橋	カナタトウキョウ	主) 大津守山 近江八幡線	1972	27	1.5	東近江	近江八 幡市
30	藤間歩道橋	フジマトウキョウ	主) 近江八幡守山線	1985	17	1.5	東近江	近江八 幡市
31	桐原歩道橋	桐原トウキョウ	主) 近江八幡守山線	1989	34	1.5	東近江	近江八 幡市
32	高番歩道橋	タカバントウキョウ	国道 365 号	1975	66	1.5	長浜	米原市
33	豊公園歩道橋	トヨコウエントウキョウ	主) 大津能登川長浜線	1976	31.7	1.5	長浜	長浜市
34	長浜 横断歩道橋	ナガハマウタクントウキ ョウ	一) 長浜近江線	1981	13.6	1.5	長浜	長浜市
35	高田歩道橋	タカダトウキョウ	一) 長浜近江線	1966	13.1	1.5	長浜	長浜市
36	日置前歩道橋	ヒサキマエトウキョウ	一) 今津マキノ線	1981	15.3	1.5	高島	高島市

主) は主要地方道、一) は一般県道を指す。

○事務所別、建設年次別施設数

事務所別、建設年次別の施設数を表 2、表 3 に示す。

表 2 事務所別施設数

事務所名	施設数
大津土木事務所	6
南部土木事務所	13
甲賀土木事務所	7
東近江土木事務所	5
湖東土木事務所	0
長浜土木事務所	4
長浜土木事務所木之本支所	0
高島土木事務所	1
合計	36

表 3 建設年次別施設数

建設年次	施設数
1960～1969	7
1970～1979	13
1980～1989	12
1990～1999	0
2000～2009	2
2010～	1
不明	1
合計	36

2. 計画期間

本計画は、5年に一度の定期点検を踏まえ、メンテナンスサイクルの取り組みを着実に進めるために、今後5年間を対象とした計画とする。ただし、点検結果等を踏まえ、適宜、更新を行うものとする。

3. 基本方針および短期的な数値目標

○集約化撤去

令和8年度までに管理する施設のうち1基程度について、施設の撤去に伴う迂回路整備や、機能縮小、複数施設の集約化などの検討を、周辺自治体および自治会と協議のうえ、社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用等を考慮し、実施することを目標とする。なお、集約化によるコスト縮減効果として、今後5年間で約1,000千円のコスト縮減効果を目指している。

○新技術等の活用

2巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。

令和8年度までに管理するすべての横断歩道橋について、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、約1割程度の管理施設において、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

○費用縮減

計画的に予防的な修繕を行うことで維持管理費用が縮減できることから、予防保全に転換し、コスト縮減を見込む。

2 巡目の定期点検からすべての施設で新技術の活用を検討することとし、令和 8 年度までに、1 巡目点検において従来技術を使用した約 3 基に対しては新技術等を活用した点検を実施することで、約 1,000 千円のコスト縮減を目標とする。

4. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位を決定するための優先度は、横断歩道橋の管理施設数が橋梁ほど多くないことから、原則として点検結果による健全度により設定するものとする。健全度が同程度の場合は、重要度を加味して設定するものとする。

ただし、点検結果のバラツキや同一事務所で同時期の集中等を考慮し、安全性を確認したうえで、道路管理者の判断により優先順位を決定しているものもある。

○健全度

健全度は、横断歩道橋定期点検要領（国土交通省 道路局）に基づき、点検・診断した結果、判定区分Ⅰ～Ⅳの四段階で評価するものとし、「Ⅳ」については重要度に関わらず緊急に対策を、判定区分「Ⅲ」については、早期(5年以内)に対策を行うものとする。

また、判定区分「Ⅱ」の施設については、他の施設の状況に応じ、必要と判断した場合に対策を行うものとする。

表 4 判定区分

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○重要度

重要度は、当該歩道橋が通学路であるか、また路下道路が緊急輸送道路であるかの 2 項目により設定するものとする。

2 項目該当：最重要、1 項目該当：重要、0 項目：標準

5. その他

○定期点検について

定期点検は、平成 26 年度の道路法施行規則一部改正により、義務化となったことから、5 年に一度近接目視による定期点検を継続的に行い、点検・診断の結果を適切に集積し、修

繕等に反映させることで、「メンテナンスサイクル」を確立します。

なお、本計画は最新の定期点検結果により、必要に応じ更新していきます。

○撤去について

平成 26 年 10 月 14 日付け、滋道第 779 号の事務連絡に基づき、維持管理の負担を少しでも軽減していくため、修繕などの機会に当該横断歩道橋の必要性を確認し、支障のないもの*は撤去を行うものとする。

※以下の 3 要件を満たすものについては、撤去を検討すること

1. 通学路でないこと
2. 代替施設(平面横断)の確保が可能であること
3. 利用者及び関係機関の同意が得られること

参考資料

滋道第 779 号
平成 26 年(2014 年)10 月 14 日

各土木事務所長・木之本支所長 様

道 路 課 長
(公 印 省 略)

道路施設の維持管理について

本年 7 月 1 日より、橋梁、トンネルなど一部道路施設の点検が義務化されました。

現在、滋賀県では 2,200 km を超える道路を管理しているところですが、今後は義務化に伴いより一層、維持管理に要する費用の確保が課題となってきたところです。

つきましては維持管理の負担を少しでも軽減していくため、今後、下記の 3 点及び別紙内容に留意し、適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いについては、点検の義務化された施設に限定されたものではないことを申し添えます。

記

- 1) 管理している施設のうち、修繕などの機会に当該施設の必要性を確認し、支障ないものは撤去を行うこと
この際、必要に応じて地元や所轄署との調整を行うこと
- 2) 道路事業者間での旧道引渡しにあたって、今後は不用施設の撤去が協議条件に挙がり引渡しの障害になることも予想される。については、あらかじめ双方が撤去すべき施設の確認・合意を早期に行うなど、円滑な引渡しに繋がるよう努めること
- 3) 上記などの理由により管理施設に変化があった場合は、道路台帳、施設台帳への反映を遅滞なく適切に行うこと

【別紙】

○道路施設の撤去が考えられる事例

・横断歩道橋

横断歩道と歩行者用信号がすぐ近くに整備済であるなど、道路横断の安全性が別途に確保できているもの、また、通学路用として設置されたが学校の統廃合により通学路からはずれ、使われていないようなもの。

なお、横断歩道橋の新設は道路法第 95 条の 2 で県公安委員会への意見聴取対象となっていることに留意し、撤去を検討する際においても何らかの形で意見を聴くことが望ましい。

・標識

県事業のバイパス整備で主交通転換後、旧道にあつて特に必要性の薄くなった案内標識や一部の警戒標識、あるいは、自転車及び歩行者専用（325 の 3）で道路管理者が管理する公安委員会の規制と整合がとれていないもの、などが考えられる。

○施設撤去の実施主体

基本的に所管の各土木事務所・支所の専決事項とする。

ただし、当面の間、撤去にあたり判断に迷う場合等は本課に相談されたい。

また、台帳等の整合の関係から、施設撤去後は速やかに道路課道路保全担当に報告されたい。

○撤去費用について

撤去にあたり、橋梁などの大型のものはまとまった予算が必要となる。近年では橋梁の撤去についても交付金事業での対応が可能となっている。

橋梁整備が関係する事業では現橋をどうするのか、事業計画の位置づけを早めに定め、撤去工事にも交付金の予算を充当するよう、配慮されたい。